

産前産後ヘルパー派遣事業

産前産後の妊産婦さんのサポートのために、ヘルパーを派遣します。お腹が大きくなって家事が大変になった、安静にする必要がある、赤ちゃんのお世話をしながら家事をするのが大変、初めての育児で授乳や沐浴を手伝ってほしいなど、いろいろな場面でご利用ください。



～利用対象～

母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方、または出産後 1 年以内の方で、日中に家族の支援が受けられない方



～サービス内容～

自宅にヘルパーさんが訪問し、日常的な家事のお手伝いをします。※留守の時は訪問不可。

例 ・食事の準備、片づけ ・洗濯 ・掃除
・生活必需品の買い物 ・授乳の介助
・沐浴介助 など

～利用回数～

1 時間または 2 時間の支援を
1 日 2 回まで

～利用時間～

午前 9 時から午後 6 時まで
月曜日から金曜日
(祝日・年末年始を除く)

～利用者負担金～

1 時間あたり 600 円をヘルパー事業所に支払います。
※課税状況により免除制度あり。
※10 時間までの利用分の助成制度あり。

～申請から利用までの流れ～

- ① 申請書記入
- ② 審査(課税状況調査)
- ③ 派遣決定(利用負担金の決定)
- ④ ヘルパーさんと打ち合わせ
- ⑤ 利用
- ⑥ 利用料の支払い

～ヘルパー事業所～

特定非営利活動法人 ほっとあい



※お問合せやご利用の相談は担当保健師または、子ども家庭課までご連絡ください。

大河原町 子ども家庭課 ☎0224-53-2251 健康推進課 ☎0224-51-8623